

「一般貸切旅客自動車運送適正化機関の巡回指導方針について」の一部改正について

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p style="text-align: center;"> 国自安第272号 国自旅第425号 平成29年3月31日 平成31年3月29日 一部改正 令和5年7月3日 </p> <p>各地方運輸局自動車交通部長 殿 関東・近畿運輸局自動車監査指導部長 殿 沖縄総合事務局運輸部長 殿</p> <p style="text-align: center;"> 自動車局安全政策課長 自動車局旅客課長 </p> <p style="text-align: center;">一般貸切旅客自動車運送適正化機関の巡回指導方針について</p> <p>道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第43条の3第1号に基づき、一般貸切旅客自動車運送適正化機関（以下「適正化機関」という。）は、一般貸切旅客自動車運送事業者（以下「事業者」という。）に対して輸送の安全を阻害する行為の防止その他法又は法に基づく命令の遵守に関し指導を行うこととされている。</p> <p>今般、以下のとおり適正化機関の行う指導について方針を定めたので巡回指導の実施にあたり遺漏なきを期されたい。</p> <p>1. ～5. （略）</p> | <p style="text-align: center;"> 国自安第272号 国自旅第425号 平成29年3月31日 平成31年3月29日 一部改正 </p> <p>各地方運輸局自動車交通部長 殿 関東・近畿運輸局自動車監査指導部長 殿 沖縄総合事務局運輸部長 殿</p> <p style="text-align: center;"> 自動車局安全政策課長 自動車局旅客課長 </p> <p style="text-align: center;">一般貸切旅客自動車運送適正化機関の巡回指導方針について</p> <p>道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第43条の3第1号に基づき、一般貸切旅客自動車運送適正化機関（以下「適正化機関」という。）は、一般貸切旅客自動車運送事業者（以下「事業者」という。）に対して輸送の安全を阻害する行為の防止その他法又は法に基づく命令の遵守に関し指導を行うこととされている。</p> <p>今般、以下のとおり適正化機関の行う指導について方針を定めたので巡回指導の実施にあたり遺漏なきを期されたい。</p> <p>1. ～5. （略）</p> |

6. 事業者評価

(1) 事業者評価の分類

巡回指導実施時における「適」あるいは「否」の割合に応じ、下表のとおり評価結果を分類する。

| 評価結果 | A | B | C | D | E |
|------|---|---|---|---|---|
|------|---|---|---|---|---|

(2) 評価分類の方法

「適」あるいは「否」の判定を行った項目を100として、「適」の占める割合で評価する。

- ① A 「否」が2年連続でないもの
- ② B 「適」の割合が90%以上（Aを除くもの）
- ③ C 「適」の割合が70%以上90%未満
- ④ D 「適」の割合が50%以上70%未満
- ⑤ E 「適」の割合が50%未満又は7.（3）に該当する場合

(3) 評価結果

当面の間、評価結果は巡回指導の傾向分析及び巡回指導の全国的な標準化を図るため等に活用することとし非公表とするが、将来的に公表することを検討する。

6. 事業者評価

(1) 事業者評価の分類

巡回指導実施時における「適」あるいは「否」の割合に応じ、下表のとおり評価結果を分類する。

| 評価結果 | A | B | C | D | E |
|------|---|---|---|---|---|
|------|---|---|---|---|---|

(2) 評価分類の方法

「適」あるいは「否」の判定を行った項目を100として、「適」の占める割合で評価する。

- ① A 「適」の割合が90%以上
- ② B 「適」の割合が70%以上90%未満
- ③ C 「適」の割合が50%以上70%未満
- ④ D 「適」の割合が20%以上50%未満
- ⑤ E 「適」の割合が20%未満又は7.（2）に該当する場合

(3) 評価結果

当面の間、評価結果は巡回指導の傾向分析及び巡回指導の全国的な標準化を図るため等に活用することとし非公表とするが、将来的に公表することを検討する。